

関係機関との協議結果（１－（１）－⑩）

栃木市 関係各課

指導事項等	処理・対応
【総合政策課】 意見なし	【総合政策課】 —
【交通防犯課】 意見なし	【交通防犯課】 —
【環境課】 ・作業を行う際は周辺環境に配慮し、騒音等の公害苦情が発生した際には迅速かつ適切に対応してください。	【環境課】 ・万が一、周辺住民等から施設から発生する騒音について公害苦情があった場合には誠意をもって対応します。
【福祉総務課】 意見なし	【福祉総務課】 —
【道路河川整備課】 意見なし	【道路河川整備課】 —
【道路河川維持課】 意見なし	【道路河川維持課】 —
【上下水道総務課】 ・上水に井戸水（地下水）を使用して下水道に接続する場合は、井戸水メーターまたは下水メーターの設置が必要になりますので、事前に上下水道総務課と協議してください。	【上下水道総務課】 ・必要に応じて、事前に上下水道総務課と協議します。
【水道建設課】 意見なし	【水道建設課】 —
【下水道建設課】 ・汚水の処理方法については、下水道建設課と協議してください。	【下水道建設課】 ・汚水の処理方法について、排水設備の変更や公共汚水桝の撤去等の工事を行う場合は、事前に下水道建設課と協議します。
【都市計画課】 ・屋外広告物を設置する場合、または既に設置している場合は、栃木県屋外広告物条例に基づき、許可申請が必要です。	【都市計画課】 ・必要に応じて、栃木県屋外広告物条例に基づき、許可申請を致します。
【警防課】 意見なし	【警防課】 —
【商工振興課】 意見なし	【商工振興課】 —

栃木県 関係各課

指導事項等	処理・対応
【総合政策課】 意見なし	【総合政策課】 —
【県民協働推進課】 ・午後 11 時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18 歳未満）に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をしています。ただようお願いします。 ・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行ってください。	【県民協働推進課】 ・午後 11 時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18 歳未満）に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をします。 ・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようにします。 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しません。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行います。
【環境保全課】 ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・3,000 m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。土地の形質変更を行う場合は、所管する小山環境管理事務所環境対策課（0285-22-4309）に相談してください。	【環境保全課】 ・引き続き、静音保持に努め、万が一周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を致します。 ・3,000 m²以上の土地の形質変更を行います。

【資源循環推進課】 ・栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	【資源循環推進課】 ・食品ロス削減推進計画の趣旨を確認・理解し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、協力致します。
【交通政策課】 ・周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	【交通政策課】 ・周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応致します。
【道路整備課】 道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。	【道路整備課】 —
【道路保全課】 意見なし	【道路保全課】 —
【上下水道課】 汚水排水計画及び雨水排水計画については、栃木市担当課と協議してください。	【上下水道課】 ・汚水排水計画及び雨水排水計画について、栃木市担当課と協議します。
【都市政策課】 ＜景観づくり担当＞ ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、栃木市都市計画課と協議してください。 ・栃木市景観計画に定める行為の届出の可否について、栃木市都市計画課と協議して下さい（栃木県景観条例は適用されません）。 （協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431）	【都市政策課】 ＜景観づくり担当＞ ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、栃木市都市計画課と協議します ・栃木市景観計画に定める行為の届出の可否について、栃木市都市計画課と協議します。

<計画担当> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、栃木市都市計画課(駐車場法担当)に確認してください。(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2686) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に冠する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2686) <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の可否について、栃木市都市計画課と協議してください。(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2444) <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。(協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801)	<計画担当> ・駐車場法に適合した駐車場とします。必要に応じて栃木市都市計画課(駐車場法担当)と協議、及び手続きを致します。 ・駐車場の設置にあつては「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」を参考に、適切な計画と致します。 <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の可否について、栃木市都市計画課と協議します。 <盛土安全推進班> ・盛土規制法に該当する行為はありませんが、栃木市都市計画課と協議します。
【都市整備課】 意見なし	【都市整備課】 —
【建築指導課】 ・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市都市建設部建築指導課(TEL：0282-21-2441)と協議願います。なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	【建築指導課】 ・今回の計画による、新たに建築確認等が必要な変更はございません。今後、万が一、建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)等について、必要な手続きが生じた場合は、栃木市役所建築指導課と協議を行います。

【警察本部交通規制課】 ○令和 8 年 1 月 16 日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	【警察本部交通規制課】 ・今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、警察本部交通規制課及び関係各課と再協議いたします。
【経営支援課】 意見なし	【経営支援課】 —